

令和6年12月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1.開催日時 令和6年12月25日（月） 16時00分開会

2.開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3.出席委員 14名

職 名	議席 番号	氏 名	職 名	議席 番号	氏 名
会 長	4 番	脇田 峰生	委 員	7 番	入鹿山 君徳
職務代理者	1 1 番	中村 裕臣	委 員	8 番	窪田 良二
委 員	1 番	河本 アツミ	委 員	9 番	鮫島 貞人
委 員	2 番	鮫島 繁樹	委 員	1 0 番	深田 広文
委 員	3 番	日高 仙三	委 員	1 2 番	日笠山 昭代
委 員	5 番	中村 逸夫	委 員	1 3 番	古田 新一
委 員	6 番	山下 正	委 員	1 4 番	名越 直樹

4.欠席委員 0名

5.議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第13号 合意解約等について
- 第 3 議案第68号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第69号 農地法第5条の規定による許可について
- 第 5 議案第70号 非農地証明について
- 第 6 議案第71号 農用地利用集積計画策定に係る意見について
- 第 7 議案第72号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について

○事務局

皆さん、こんにちは。

本日は、後庵推進委員、桑山推進委員、鎌倉推進委員、武田推進委員、奈尾推進委員から欠席の連絡を受けています。

それでは定足数に達していますので、これから令和6年12月西之表市農業委員会定例総会を開催します。

なお、会議中は携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定をお願いします。また、退席するときは議長の許可をもらってから退席してくださいませようお願いします。

それでは開会にあたり会長にご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

○会長

改めまして、皆さん、こんにちは。

令和6年12月西之表市農業委員会定例総会につきまして、年末の大変お忙しい中、委員、推進委員の皆様には、ご出席いただき誠にありがとうございます。

今日はクリスマスということで、今年もあと1週間となりました。

委員の皆様には、農業委員会という組織の一員として、農地法等に基づく業務と農地利用の最適化の為に非常に頑張ってくださいています。農地を守る為に農業委員会の役割は大変重要です。また、本市の農業振興を図るためにも今後とも引き続き頑張ってくださいと思います。

2、3日前に寒が入りまして、私の知る限りでは今年初めての霜が降りて、また、今日も霜が降りていました。

馬鈴薯農家にとりましては、12月5日から10日ぐらいまでに植え付けないと、今後の生育に影響が出てきますので心配なところです。

また最近、コロナとインフルエンザがかなり流行っていますので、健康管理には十分気をつけていただければと思います。

簡単ですが、開会の挨拶とします。

本日は議事運営がスムーズにいきますように、皆さんご協力をよろしくお願い致します。

○議長

それでは、本日の会議を開催します。

本日の日程は、配付しています議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

14番 名越委員、2番 鮫島繁樹委員を指名します。

続きまして、日程第2、報告第13号「合意解約等について」です。

事務局の報告をお願いします。

○事務局

日程第2、報告第13号「合意解約等について」を説明します。資料は1ページから2ページです。今月の合意解約は1番から14番までで台帳現況地目、畑が19筆、38,404平米の合意解約がありました。

以上です。

○議長

続きまして、日程第3、議案第68号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。

事務局、議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第68号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。資料は3ページです。今月は所有権移転2件の申請がありました。

1番目です。榕城校区納曽地区です。現況地目畑の1筆で、面積72平米を売買によって所有権移転するものです。

2番目です。安城校区川脇地区です。現況地目畑の1筆で面積1,846平米を売買によって所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

続いて、担当委員の報告をお願いします。

番号1については、私が担当ですので報告します。

○4番委員

12月19日、担当推進委員、譲受人立ち会いのもと現地を確認しました。

農機具につきましては、機械も持っており、労働力も本人と奥さんと、忙しい時には、他から雇用をするということで許可相当と思います。

譲渡人には電話にて、申請内容通り間違いがないという確認を取っています。

以上です。

○議長

それでは整理番号2を7番委員をお願いします。

○7番委員

はい、7番です。

整理番号2です。これは安城校区川脇地区の管理をしている畑です。

譲受人の母は、川脇地区出身で譲受人が子供の頃に、川脇にも遊びに行っていたという場所でもあり、眺めのいい場所です。川脇地区もだんだん人数が減ってきて、その川脇地区に管理する畑を持っているのが大変な中、譲受人がその地域で作物を作りたいという申し出があり、快くそれを受けて、譲渡することになったそうです。

譲渡人には、12月21日に家を訪問して申請内容の確認をしています。

以上のことから許可相当と思われます。

○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件について、皆さんから質疑等ありましたら、挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので質疑を終了し、これから議案第68号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり許可することに決定しました。

続きまして日程第4、議案第69号「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。

事務局、議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第69号「農地法第5条の規定による許可について」を説明します。
資料は4ページです。

1番です。下西校区上石寺地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積430平米です。申請理由は、ゴロンゴウチ地区の圃場整備工事における現場事務所、休憩所の設置で、3ヶ月間の一時転用となっており、期間終了後、農地に復元されます。

農地区分は、市の農業振興地域整備整備計画において、農用地区域内農地に指定されていることから、農用地区域内農地に該当します。

周辺には田、道路がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、転用による周囲への被害は無いと思われます。

転用は自己資金で行われるものです。以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

この件につきましては10日に合同の現地調査が行われていますので、調査委員長
の報告をお願いします。

○8番委員

はい、8番です。

「農地法第5条の規定による許可について」の合同現地調査の報告をします。

12月10日、私と9番委員、事務局2名、担当委員、担当推進委員、立会人の7
名にて現地調査を行いました。

場所は上石寺のゴロンゴウチ地区の圃場整備中の農地の道路向かいの土地になります。

以前は家庭菜園として利用していたようですが、現在は畑の西側にバナナの木が数
本植えられていて、この部分を除き、現場事務所及び休憩所として利用したいとのこ
とでした。砕石などは敷き詰めず、そのまま利用し、事業終了後には原状復旧する
とのことでした。

周辺への影響もなく、許可相当であるとの意見の一致を見たところ
です。以上です。

○議長

ただ今、調査委員長から報告がありました。

この件につきまして、担当委員から補足説明があれば
お願いします。

番号1について11番委員
をお願いします。

○11番委員

11番です。調査委員長の報告通りです。

○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら、挙手でお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いですので質疑を終了し、これから議案第69号「農地法第5条の規定による許可について」の採決をします。

原案の通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

なお、今回の一時転用は、「農用地区域内の農地転用」となりますので、県の意見を聞かなければなりません。従いまして、1月10日に開催される常設審議委員会で、県の意見を聞いた後に、許可指令書を交付することになります。

続きまして日程第5、議案第70号「非農地証明について」を議題とします。

事務局、議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第5、議案第70号「非農地証明について」の説明をします。資料は5ページです。

場所は上西校区大花里地区です。7筆あり、全て台帳地目は畑です。

1番目は、5、6年前から耕作しておらず、現在は原野となっています。交付基準1の(エ)に基づく申請です。

2番目、3番目は12、3年前から耕作しておらず、現在原野となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

4番目は、平成元年の航空写真で確認しましたが、耕作されておらず、現在は山林となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

5番目は、5、6年前から耕作しておらず、現在は原野となっています。交付基準1の(エ)に基づく申請です。

6番目は、税務課での調査で、昭和50年頃に道路整備がされているとのことで、現在は公衆用道路となっています。交付基準2に基づく申請です。

7番目は、5、6年前から耕作しておらず、現在は原野となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

この件についても、10日に合同の現地調査行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○8番委員

はい、8番です。

「非農地証明について」の合同現地調査の報告をします。

12月10日、私と9番委員、事務局2名、担当委員、担当推進委員、立会人の7

名にて現地調査を行いました。

場所は上西地区にある農地です。

7筆とも申請人が同じですので、上から順番に報告します。

1番目の農地については、周囲が竹山であり、5、6年耕作していないことにより、畑の中まで竹が進出しております。農地として復元しても、継続して利用できないと見込まれるため、非農地の許可相当であると意見の一致を見たところでは、1の（エ）と判断しました。

2番目の農地については、入口が竹山であり、12、3年耕作していないことにより、畑の中まで竹が進出しております。現状は竹山となっており、非農地の許可相当であると意見の一致を見たところでは、1の（イ）と判断しました。

3番目の農地については、畑の周囲が竹山であり、12、3年耕作していないことにより、畑の中まで竹が進出しております。現状は畑の半分が竹山となっており、非農地の許可相当であると意見の一致を見たところでは、1の（イ）と判断しました。

4番目の農地については、平成元年以前から耕作していないとのことで、現在は山となっており、非農地の許可相当であると意見の一致を見たところでは、1の（イ）と判断しました。

5番目の農地については、安納芋の育苗ハウスが設置されていたが、6年ほど前から放置されており、ハウスの傷みが激しく低木も生えてきています。ハウスは早い段階で撤去するとのことでした。入口や周囲は保安林となっており、簡単に伐採もできないこともあり、農地として復元しても継続して利用できないと見込まれるため、非農地の許可相当であると意見の一致を見たところでは、1の（エ）と判断しました。

6番目の農地については、昭和50年頃に道路整備が行われ、道路の一部として利用されており、非農地の許可相当であると意見の一致を見たところでは、2と判断しました。

7番目の農地については、5、6年前から耕作していないとのことで、現在は低木や竹が茂っております。農地までの道路も狭く、大型機械の進入も困難なことから、非農地の許可相当であると意見の一致をみたところでは、1の（イ）と判断しました。

以上です。

○議長

ただ今調査委員長から詳しく報告がありました。

この件につきまして、担当委員の補足がありましたらお願いします。12番委員お願いします。

○12番委員

はい、12番委員です。

ただ今の調査委員長の報告通り、間違いのないと思います。

以上です。

○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件につきまして、皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、質疑を終了し、議案第70号「非農地証明について」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました

全会一致で賛成ですので、本案は承認することに決定しました。

続きまして日程第6、議案第71号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題とします。事務局、議案説明をお願いします。

○事務局

日程第6、議案第71号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明します。

所有権移転についてです。資料は6ページです。

地目畑、面積5,954平米、所有権を移転する者3人、受ける者3人です。内訳については7ページを詳細については8ページから14ページをご覧ください。以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

それでは、担当委員の報告をお願いします。

所有権移転整理番号1について3番委員をお願いします。

○3番委員

3番です。

整理番号1について報告します。先日12月24日、担当推進委員、所有権を移転する者と立会いのもと、現地調査を行いました。

譲受人に関しましては、畜産を行う農業法人であり、農地所有適格法人であります。機械も経営技術も問題ありません。

現地を確認したところ、現在は牧草を植えていました。

この件に関しましては申請通りで許可相当と思います。

以上です。

○議長

続きまして整理番号2について7番委員をお願いします。

○7番委員

はい、7番です。

譲渡人と譲受人は、同じ地域内に住んでいます。譲受人は、譲渡人の畑を今までは賃貸借契約で借りていましたが、この度、売買契約により、土地を所有するものです。

譲受人は、安城在住の担い手農家で、機械もあり、経営技術も問題ありません。

隣が譲受人の畑であり、売買によって作業がうまくいくようになったということです。

譲渡人には電話で申請内容の確認を取っています。

申請どおり許可相当と思います。

以上です。

○議長

次に整理番号3について10番委員お願いします。

○10番委員

はい、10番です。

12月23日12時から譲受人、担当推進委員立会いのもとで現地調査を実施しました。

現地はサトウキビが植え付けをされておりました。

使用貸借の予定でしたが、譲渡人により財産処分をする為、売買したいとの申し出があったということで、今回の申請になったということです。

譲受人は認定農家であり、農機具、経営技術ともに申し分ないと思います。

譲渡人は、島外在住であるため、電話にて確認を取っております。

申請の通り許可相当と思います。よろしくご審議方お願いします。

○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件につきまして皆さんから質疑等がありましたら、挙手でお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第71号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は承認することに決定しました。

続きまして、日程第7、議案第72号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。事務局、議案説明をお願いします。

○事務局

日程第7、議案第72「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の説明をします。資料は15ページです。

中間管理事業分の利用権設定です。

まず、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。

1段目です。期間が令和7年2月1日から令和12年1月31日までの5年間、地目畑13, 569平米、利用権の設定をする者2人、受ける者は1人です。

2段目です。期間が令和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間、地目田、面積27, 471平米、地目畑、面積93, 945平米、利用権の設定をする者20人、利用権の設定を受ける者1人です。

内訳については16、17ページを詳細については、18ページから48ページをご覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。資料

は47ページをご覧ください。

1 段目です。期間が令和7年2月1日から令和12年1月31日までの5年間、地目畑、13,569平米、利用権の設定をする者1人、利用権の設定を受ける者2人です。

2 段目です。期間が令和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間、地目田、面積27,471平米、地目畑、面積93,945平米、利用権の設定をする者1人、利用権の設定を受ける者15人です。

内訳については48、49ページを、詳細については、50ページから72ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。農用地利用集積等促進計画については、担当委員からの報告はありません。

この件について、皆さんから質疑等がありましたら、挙手でお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、質疑を終了し、議案第72号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の採決をします。

原案の通り承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法第14条及び20条において農業委員、推進委員は「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」となっていますので、ご注意ください。

会 長 _____ 印

1 4 番 委 員 _____ 印

2 番 委 員 _____ 印